我が国の食料・農業・農村を とりまく状況の変化

^{令和4年9月} 農林水産省

目 次

1. 食料・農業・農村基本法について	(3) 輸出入関係
① 戦後農政の大きな流れ・・・・・・・・・3	① 海外及び国内の食品市場の状況・・・・・・・16
② 食料·農業·農村基本法······4	② 有機食品市場の状況・・・・・・・・・・17
	③ 農林水産物・食品の輸出額の変化・・・・・・・18
2. 食料・農業・農村を取り巻く状況の変化	④ 農林水産物の輸入状況・・・・・・・・・・19
(1) 総論	⑤ 輸入依存度の高い穀物の価格の動向・・・・・・・20
① 国内外のマーケットの変化・・・・・・・・・・・6	⑥ 肥料原料の価格の動向・・・・・・・・・・・・・・・・21
② 食品産業の国内生産額の変化・・・・・・・7	⑦ 飼料の価格の動向・・・・・・・・・・・・22
③ 1人当たりGDPの推移(国際比較)・・・・・・・8	⑧ 肥料原料の輸入状況
④ 日本の世帯所得・所得金額階級別世帯数の	(輸入量、輸入金額、輸入先国) ・・・・・・・・23
相対度数分布の変化・・・・・・・・・・・・・・・9	⑨ 将来の世界における気候変動及び主要なリスク・・・24
⑤ 食料品アクセス困難人口の推移・・・・・・・10	⑩ 気候変動による被害・大規模自然災害の増加・・・25
(2) 食料自給率	(4) 農業·農村関係
① 食料自給率の長期的推移・・・・・・・・12	① 農業総産出額及び生産農業所得の推移・・・・・27
② 食料消費構造と食料自給率の変化・・・・・・13	② 農業従事者数と基幹的農業従事者数の推移・・・28
③ 供給カロリーの国別構成・・・・・・・・・・14	③ 基幹的農業従事者の年齢構成・・・・・・・・29
	④ 法人経営体の推移・・・・・・・・・・・30
	⑤ 新規就農者の動向・・・・・・・・・・・・・31
	⑥ 農地面積・かい廃面積の推移・・・・・・・・・32
	⑦ 荒廃農地面積の推移・・・・・・・・・・・33
	⑧ 高齢化・人口減少の状況・・・・・・・・・34
	⑨ 農業地域における人口動態・・・・・・・・・・35

1. 食料・農業・農村基本法について

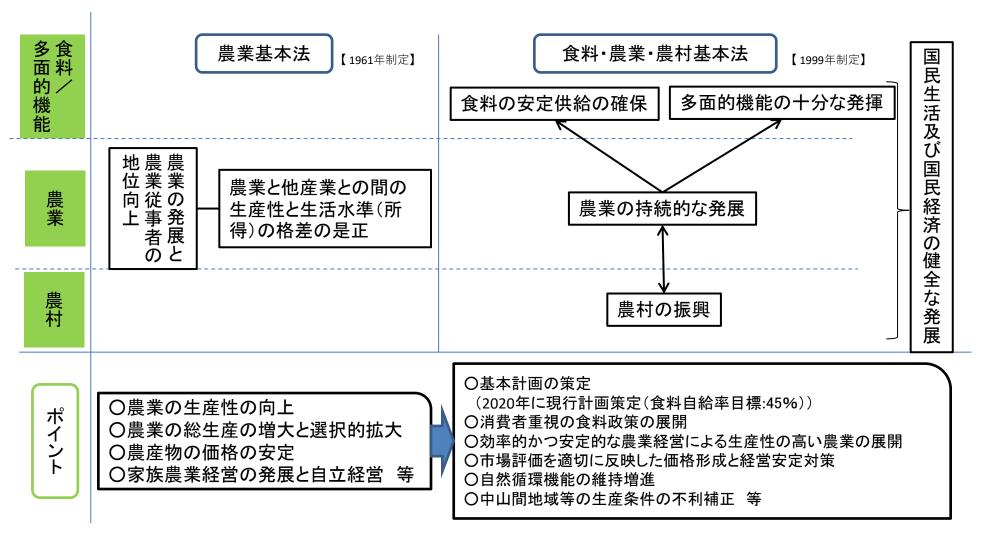
戦後農政の大きな流れ

- 農業基本法の下、農業の生産性の向上や生活水準の均衡など、一定の役割は果たしてきたものの、兼業化の進展、農業者の高齢化、国際化や需要の変化に伴 う食料自給率の低下など、食料・農業・農村をめぐる状況が大きく変化。
- これを踏まえ、①「農業」に加え「食料」「農村」という視点から施策を構築、②効率的、安定的経営体育成、③市場原理の一層の導入を基本的課題とする「新し い食料・農業・農村政策の方向」を1992年に取りまとめ。

1999年には、食料・農業・農村基本法に基づく農政を展開。							
昭和20(1945)年 昭和36((1961)年 平成4(1992)年 平成1	1(1999)年			
	戦後農政	基本法農政	新政策	> 新基	基本法農政		
基		S36 農業基本法制定		H11 食料・農	業・農村基本法制定		
基本的課題	農村の貧困追放と 都市への食料供給	①生産性、所得の農工 間格差の是正 ②米麦中心の生産から、 畜産、野菜、果樹等需要が 拡大する作物へ生産転換 (選択的拡大)	①「農業」に加え「食料」「農村」 という視点から施策を構築 ②効率的、安定的経営体育成 ③市場原理の一層の導入	②多面的機能 ③農業の持線 ④農村の振り			
	広範な自作農を創設・定着 するための農地改革	農地流動化推進	担い手の育成・確保	効率的•安定的	内農業経営が担う農業構造の確立		
農地	 ・農地法の制定(S27)	 ・農地法の改正(S45) (借地による農地流動化)	 ·農業経営基盤強化促進法(H5)	 ・農地法の改正(H21)	リース方式による一般企業参入の全面自由化		
	 - ・農協法の制定(S22) 	・農用地利用増進事業 (S50、単独法化(S55))	 ・経営支援策の体系化 ・認定農業者制度の創設 	・農地中間管理機構関連2法の 制定(H25) ・農協法改正(H27) ・中山間地域等直接支払制度(H12)	農地中間管理機構を都道府県段階に創設地域農協が農業所得の向上に全力投球できる環境の整		
担 い 手	 ・農業災害補償法の制定(S22)	 ·自立経営農家の育成	 ·スーパーL資金の創設(H6)	·中山自地域等直接支払制度(F12) ·経営所得安定対策等大綱(H17) 	。 品目横断的経営安定対策(H19)と農地・水・環境保全向上対策(H が車の両輪		
· 経 営		(農業基本法(S36)) 		・戸別所得補償制度(H22~H25) ※「経営所得安定対策」に名称変更(H25)	販売農家を対象に、恒常的なコスト割れに着目した全国 律の交付単価での直接支払いを実施 米価下落時の補填		
営		・農業災害補償法の改正 (果樹共済の開始(S47)) 	 	 ・「制度設計の全体像」の決定(H25)	経営所得安定対策の見直し、日本型直接支払(多面的機能支払)の創設、水田のフル活用及び米の生産調整の見した含む米政策の実施		
	食料が絶対的に不足し 食糧増産が大命題	米の生産調整開始	国の全量管理から 民間主導の流通へ		米政策改革		
食管法	 ・食糧増産5ヵ年計画(S27) 	 ·米価算定に生産費所得補 償方式導入(S35)	 ・食糧法制定(H6) ・備蓄のための政府買入れに限定	·米政策改革大綱決定(H14)	生産数量目標の配分を需要実績に基づく数量配分とする(れる米づくり)、地域の創意工夫による助成(産地づくり対策		
(S17)	 -		・計画流通制度への移行等	・食糧法改正(H16)	計画流通制度の廃止等		
			・新たな米政策大綱決定(H9)	・米の需給調整の見直し(H22~)	(米の直接支払交付金の交付対象を需給調整参加者とす		
	- 恒常的な米輸入	│・米の生産調整本格開始 │(S46) │	・稲作経営安定対策創設(H9) ・備蓄運営ルールの導入	・「制度設計の全体像」の決定(再推 ・行政による生産数量目標の配分廃	•		

食料・農業・農村基本法

- 農業基本法においては、他産業との生産性格差の是正のために農業の生産性を向上し、農業従事者が所得を増大して他産業従事者と均衡する生活を 営むことを期し、もって農業の発展と農業従事者の地位を向上させるという理念を掲げてきたところ。
- 食料・農業・農村基本法においては、国民的視点に立った政策展開の観点から、①食料の安定供給の確保、②農業の有する多面的機能の発揮、③農業の持続的な発展と④その基盤としての農村の振興、を理念として掲げる。



2.食料・農業・農村を取り巻く状況の変化(1)総論

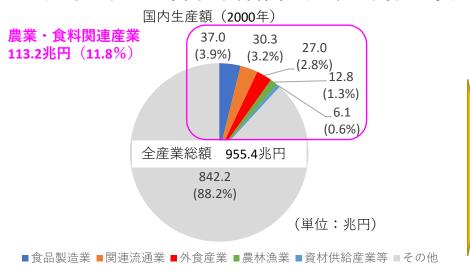
- 国内の市場規模は、人口減少や高齢化に伴い、縮小の可能性。一方、世界の農産物マーケットは、人口の増加に伴い、拡大する可能性。
- 国内外のマーケットの変化に鑑みれば、農林水産業の生産基盤を強化し、農林水産物・食品の輸出促進により世界の食市場を獲得していくことが重要。

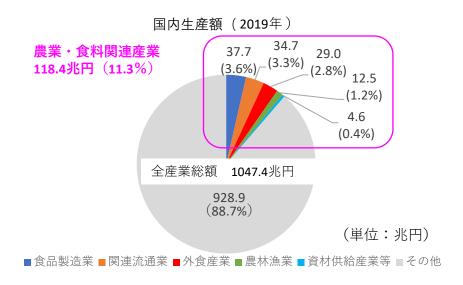




○ 農業・食料関連産業の国内生産額は、113.2兆円(2000年)から118.4兆円(2019年)と増加。全産業に占める割合は約11%で横ばい。 ○ 農業・食料関連産業に占める農林漁業の割合は10.6%であるのに対し、食品産業は85.6%と大きな割合を占める。食品産業の内訳 としては、食品製造業31.8%、関連流通業が29.3%、外食産業が24.5%となっている。

〇全産業に占める農業・食料関連産業の割合の変化





〇農業・食料関連産業の国内生産額(2019年)



資料:農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」

1人当たりGDP (購買力平価ベース) について、世界における日本の地位が低下してきている。 (9位(1998年) → 13位(2020年) → 16位(2027年・推計))

各年における1人当たりGDPが日本より上位の国(単位:国際ドル/人)

1998年

	国名	GDP
1	サウジアラビア	40,036
2	アメリカ	32,834
3	オランダ	29,936
4	ドイツ	27,083
5	イタリア	26,712
6	オーストラリア	26,555
7	カナダ	26,532
8	ベルギー	26,258
9	日本	25,903

2020年

	国名	GDP
1	アメリカ	63,078
2	オランダ	57,665
3	台湾	56,038
4	ドイツ	54,551
5	スウェーデン	54,396
6	オーストラリア	51,777
7	ベルギー	51,722
8	カナダ	48,947
9	サウジアラビア	46,512
10	フランス	46,213
11	イギリス	45,329
12	韓国	44,750
13	日本	42,154

2027年(推計)

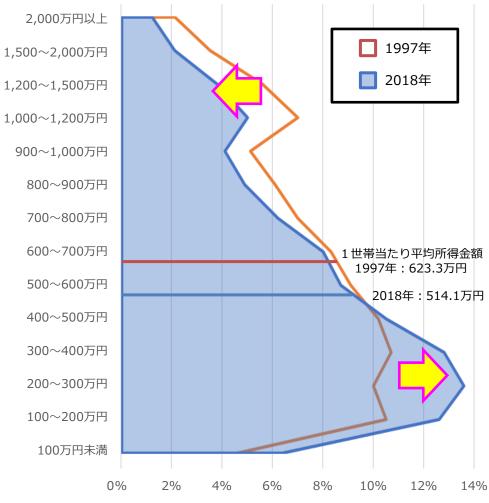
	国名	GDP
1	アラブ首長国連邦	98,317
2	アメリカ	90,628
3	台湾	86,186
4	オランダ	82,229
5	ドイツ	76,687
6	スウェーデン	75,460
7	オーストラリア	73,548
8	ベルギー	72,104
9	韓国	67,677
10	カナダ	67,544
11	フランス	66,450
12	イギリス	65,919
13	サウジアラビア	64,797
14	チェコ	62,130
15	イタリア	59,571
16	日本	58,682

資料: IMF「World Economic Outlook Database」GDP per capita, current prices (Purchasing power parity; international dollars per capita)

注:2027年のデータはIMFによる推計。

○ 1世帯当たりの平均所得金額は減少している。また、2018年は1997年と比較して、高所得世帯数割合が減少し、平均所得金額以下の世帯割合が増加している。

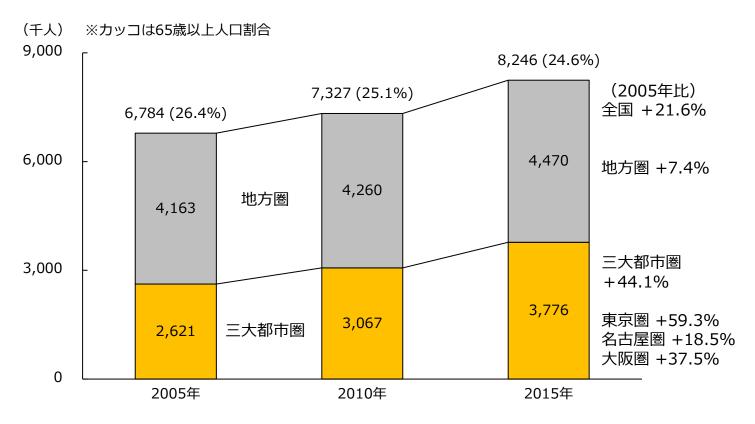
○所得金額階級別世帯数の相対度数分布の変化



資料:「国民生活基礎調査」

○ 近年、大型商業施設の郊外化、徒歩圏で行ける飲食料品店の減少、集約化等に伴い、過疎地域のみならず都市部においても、食料品アクセス 困難人口が増加している。

○食料品アクセス困難人口の推移



資料:農林水産政策研究所

注1:アクセス困難人口とは、店舗まで500m以上かつ自動車利用困難な65歳以上高齢者を指す。

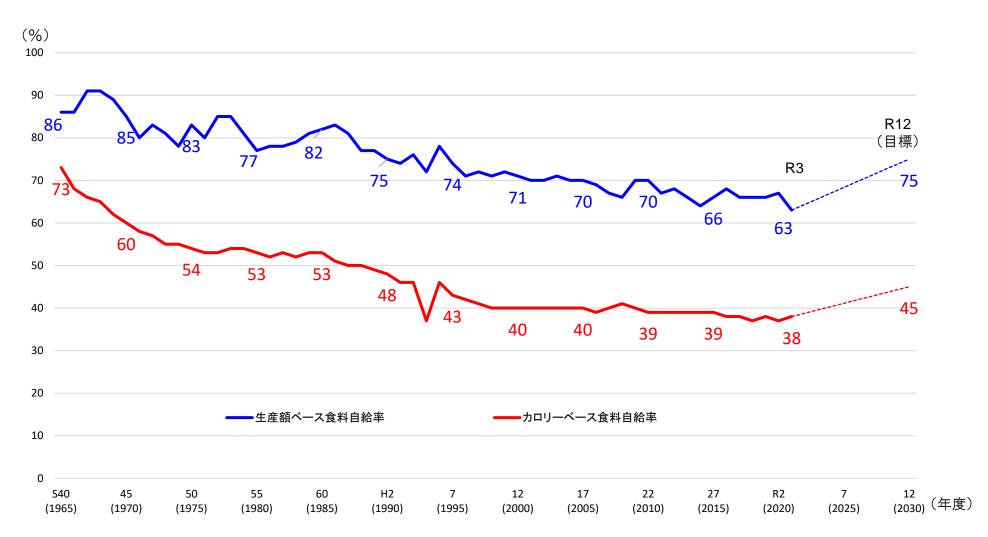
注2:「平成27年国勢調査」および「平成26年商業統計」のメッシュ統計を用いて推計したものである。

注3:店舗は食肉、鮮魚、果実・野菜小売業、百貨店、総合スーパー、食料品スーパー、コンビニエンスストアである。 注4:東京圏は東京、埼玉、千葉、神奈川、名古屋圏は愛知、岐阜、三重、大阪圏は大阪、京都、兵庫、奈良である。

注5:ラウンドのため合計が一致しない場合がある。

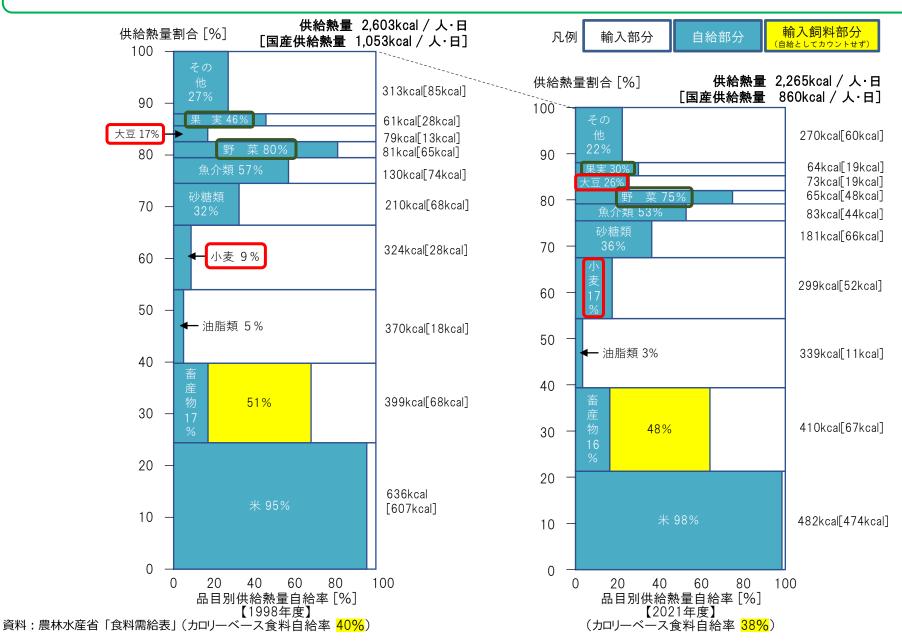
2. 食料・農業・農村を取り巻く状況の変化 (2) 食料自給率

○ 食料自給率は、米の消費が減少する一方で、畜産物や油脂類の消費が増大する等の食生活の変化により、長期的には低下傾向が続いてきたが、2000 年代に入ってからは概ね横ばい傾向で推移。



資料:農林水産省「食料需給表」を基に作成

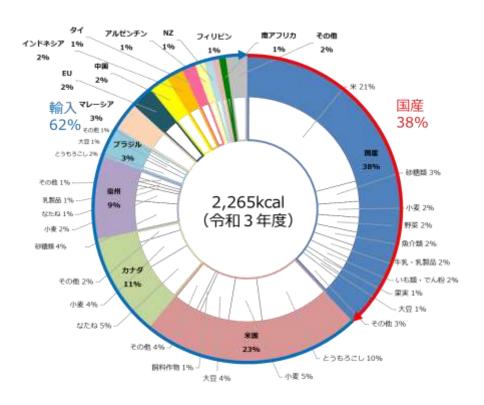
○ 過去20年で食料自給率は向上していない。品目別では、大豆及び小麦の自給率は上昇し、果実及び野菜の自給率は低下。



供給カロリーの国別構成

- 我が国の食料供給は、国産(38%)と、米国(23%)、カナダ(11%)、豪州(9%)、ブラジル(3%)からの輸入で供給熱量の大部分(84%)を占めている。
- 我が国への輸出品目の多くは、自給率が100%を超えている。

我が国の供給カロリーの国別構成(試算):2021年度



注1:輸入熱量は供給熱量と国産熱量の差とし、輸出、在庫分は捨象した。

注2:主要品目の国・地域別の輸入熱量を、農林水産省「令和3年農林水産物輸出入概況」の各品目の国・地域毎の輸入量で按分して試算した。

注3:輸入飼料による畜産物の生産分は輸入熱量としており、この輸入熱量については、主な輸入飼料の国・地域毎の輸入量(TDN(可消化養分総量)換算)で按分した。

輸入先国の主な品目の自給率

国名	主な品目の自給率(重量ベース)
米国	とうもろこし(110%)、小麦(158%)、大豆(156%)
カナダ	なたね(175%)、小麦(351%)、大豆(236%)
豪州	砂糖類(296%)、小麦(204%)、なたね(256%)
ブラジル	とうもろこし(159%)、大豆(237%)、鶏肉(143%)
マレーシア	パーム油(286%)
EU	牛乳・乳製品(107%)、豚肉(128%)、オリーブ油(113%)
中国	野菜(102%)、果実(99%)、魚介類(94%)
インドネシア	パーム油(236%)
タイ	砂糖類(349%)、鶏肉(199%)、米(147%)
アルゼンチン	とうもろこし(273%)
NZ	牛乳·乳製品(211%)
フィリピン	果実(144%)
南アフリカ	とうもろこし(95%)
メキシコ	豚肉 (69%)
チリ	魚介類 (311%)
ノルウェー	魚介類(204%)
ロシア	魚介類(157%)

注:各国・地域の主な品目の自給率は、FAO "Food Balance Sheets"等を基に農林水産省で試算。

2. 食料・農業・農村を取り巻く状況の変化 (3) 輸出入関係

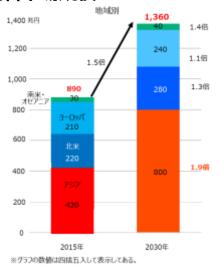
○ 国際的な飲食料市場の規模は拡大する見込み。一方、国内においては、人口減少に伴い、食品市場の規模は縮小。

(億ドル)

2%

○ 我が国の輸出はこれまで停滞し、拡大し続ける世界の食料需要を取り込めていない。他の主要先進国と異なり、日本は、ほぼ100%国内市場に依存している。

○世界の飲食料市場規模



○主要先進国の国内生産額に占める輸出

件 本帝

4,725

日本

国名	生産額 (農産物・ 食品製造業)	制工額 (農産物・ 加工食品)	輸出割合
アメリカ	12,335	1,442	12%
フランス	2,591	730	28%
イタリア	2,302	485	21%
イギリス	1,548	286	18%
オランダ	1,066	1,018	95%

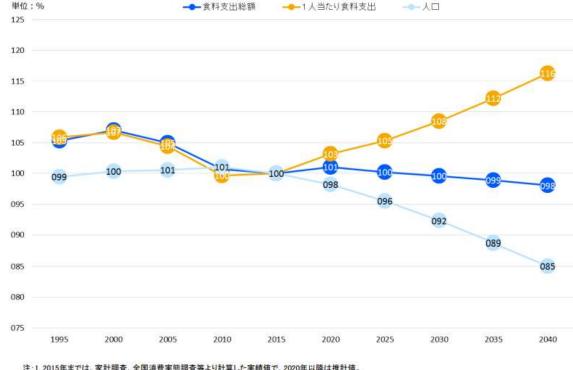
하는 나니 있다

84

注:日本以外の諸外国の林業・漁業生産額については、比較可能な統計がないことから、生産額、輸出額とも含めていない。日本のみ農林水産物として算出。

資料:FAOSTAT,三井物產戦略研究所, Global Trade Atlas,生產農業所得統計,工業統計,林業産出額, 漁業産出額,農業・食料関連産業の経済計算

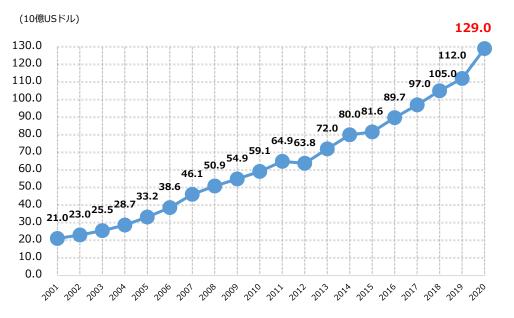
○食料支出総額、1人当たり食料支出の将来推計 (2015年を100とする指数)



注:1.2015年までは、家計調査、全国消費実態調査等より計算した実績値で、2020年以降は推計値。 2.2015年価格による実質値。

- 世界の有機食品売上は増加し続けており、2020年では約1,290億ドル(約14.2兆円/1ドル=110円)。 米国の売上は5兆円超、独、仏、中国は1兆円超に達する。
- 我が国は、持続的な農業を実現するためだけではなく、輸出を拡大していく上でも、有機農産物の生産拡大が必要。

○世界の有機食品売上の推移



資料: FiBL&IFOAM The World of Organic Agriculture statistics & Emerging trends 2008~ 2022をもとに、農業環境対策課作成

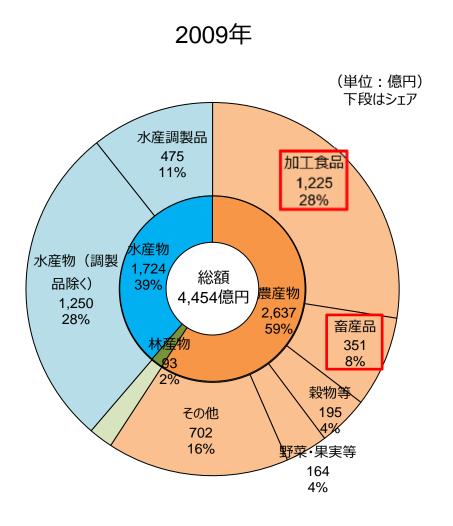
○国別の有機食品売上額(2018年)

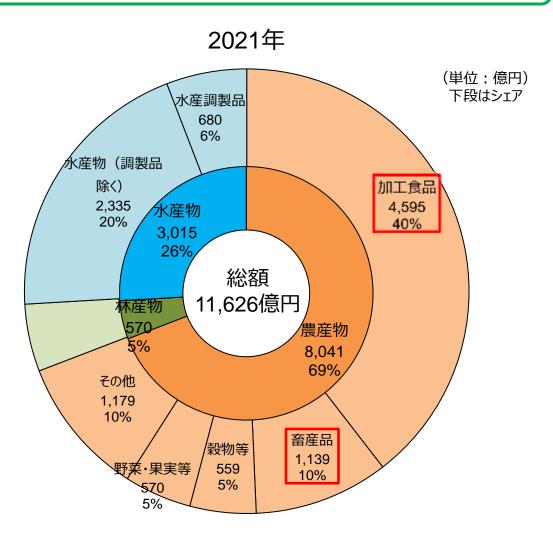
国名	売上額
アメリカ	5兆1,967億円
ドイツ	1兆3,965億円
フランス	1兆1,698億円
中国	1兆0,351億円
(参考)日本	1,816億円

資料: FiBL&IFOAM The World of Organic Agriculture statistics & Emerging trends 2022をも とに、農業環境対策課作成

注:1ユーロを128円に換算し作成

- 農林水産物・食品の輸出額は、堅調に伸びており、2021年には1兆円を突破。
-) ここ20年の変化を見ると品目別では、「加工食品」及び「畜産品」の伸びが大きい。





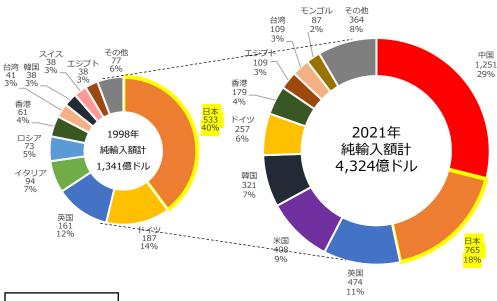
資料:財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

(注) 少額貨物756億円を含まない

農林水産物の輸入状況

- 1998年時、日本は世界 1 位の農林水産物の純輸入国であり、プライスメーカー的な地位であったが、近年はその地位が低下しており、中国が最大の純輸入国となっている。
- 20年前は、食料自給率は低くとも諸外国から購入できていたが、近年、中国が輸入を増やす中、安定的な輸入と国産農林水産物の生産拡大が課題。

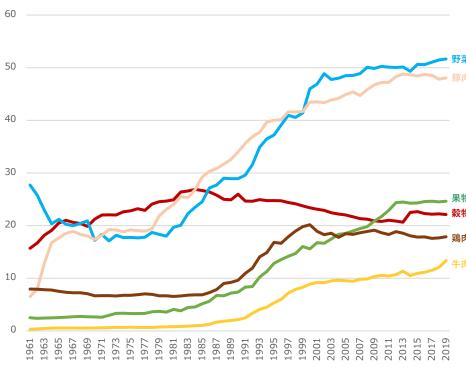
○農林水産物純輸入額の国別割合



<凡例> 国名 純輸入額(億ドル) シェア(%)

資料:「Global Trade Atlas」を基に農林水産省作成 注:経済規模とデータ制約を考慮して対象とした41ヵ国のうち、純輸入額(輸入額-輸出額)がプラスとなった国の純輸入額から作成。

○世界の食料消費量に占める中国の割合



資料:「FAOSTAT」

輸入依存度の高い穀物の価格の動向

- とうもろこし、大豆が史上最高値を記録した2012年以降、世界的な豊作等から穀物等価格は低下。2017年以降ほぼ横ばいで推移も、2020年後半から南米の乾燥、中国の輸入需要の増加、2021年の北米の北部の高温乾燥等により上昇。2022年に入り、ウクライナ情勢が緊迫化する中、さらに上昇し、小麦は史上最高値を更新。
- なお、穀物等価格は、新興国の畜産物消費の増加を背景とした堅調な需要やエネルギー向け需要により、2008年以前を上回る水準で推移している。

(ドル/トン) 2 2 2 2 2 2



資料:シカゴ商品取引所の各月第1金曜日の期近終値の価格である。

過去最高価格については、シカゴ商品取引所の全ての取引日における期近終値の最高価格。

○ 化学肥料原料の国際価格は、昨年半ばより、穀物需要の増加や原油・天然ガスの価格の上昇等に伴い、高騰。

○肥料原料の輸入価格の動向 (千円/t) 2022年 尿素 180.0 7月 **-**りん安 160.0 -- 塩化加里 140.0 120.0 100.0 80.0 60.0 40.0 20.0 0.0 2021 2022 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020

資料:農林水産省調べ 財務省貿易統計におけ

財務省貿易統計における各原料の輸入額を輸入量で除して算出。 ただし、月当たりの輸入量が5,000t以下の月は前月の価格を表記。 ○ 配合飼料価格は、配合飼料原料や為替相場等の影響により、上昇傾向で推移。

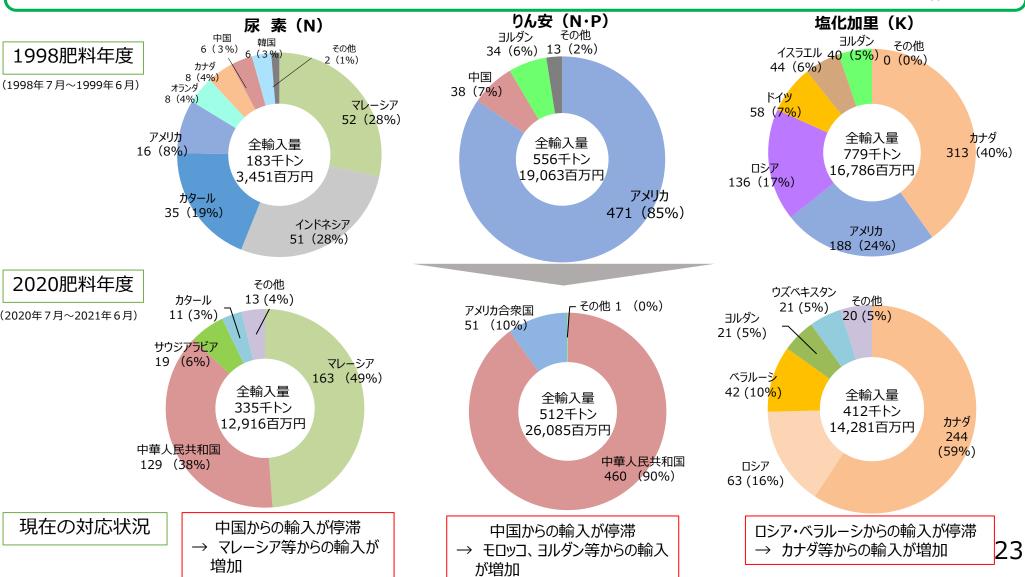
○配合飼料工場渡価格の推移

(円/トン)



資料: (公社) 配合飼料供給安定機構「飼料月報」

- 2. 食料・農業・農村を取り巻く状況の変化(3)輸出入関係
- 2020肥料年度の主な輸入先国は、尿素についてはマレーシア、中国、りん安については中国、塩化加里についてはカナダと特定の国への依存度が高まっている。
- こうした中、2021年秋以降、中国において肥料原料の輸出検査が厳格化され、我が国の肥料原料の輸入が停滞したことを受け、モロッコ等からの協調買入を急遽要請。また、ロシアやベラルーシから一定割合を輸入していた塩化加里についても、ウクライナ侵略の影響によりカナダ等から必要量を確保。

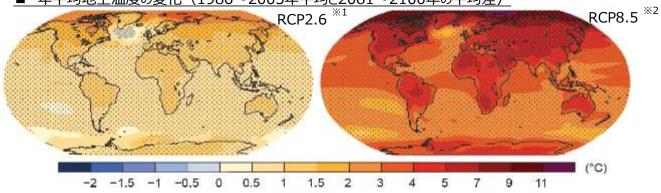


資料:財務省「貿易統計」を基に作成

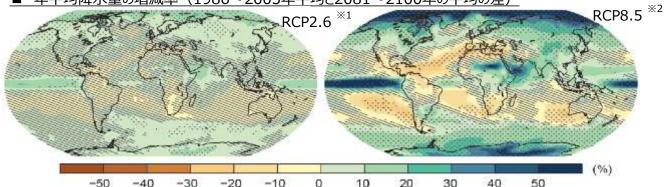
将来の世界における気候変動及び主要なリスク

- 2. 食料・農業・農村を取り巻く状況の変化(3)輸出入関係
- IPCC(気候変動に関する政府間パネル)が公表した第6次評価報告書第1作業部会報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させ てきたことには疑う余地がないと評価された。また、IPCC第5次評価報告書では、複数の気候シナリオに基づいて、気候の変化を予測。 当該報告書によれば、
 - :21世紀末には、世界の平均地上気温は0.3~4.8度上昇し、特に、近い将来においては中緯度よりも熱帯や亜熱帯地域で大きく上昇。
- ・降水量:1950年以降、寒い日が減少する一方で、暑い日が増加、熱波の頻度が増加、豪雨が頻発等、極端な気象が観測。将来的にも、湿潤地域/季 節と乾燥地域/季節の間での降水量の差が増加。
- 一般的には、気候変動による影響はプラス面、マイナス面の両方が存在するが、作物については、プラス面の影響(単収の上昇、成熟の早期化等)に比べ、 マイナスの影響(収量への悪影響、水不足による生産停滞等)がより一般的。小麦・とうもろこしについては、気候変動が単収にマイナスの影響を及ぼすが、米 と大豆についての影響は比較的小さい。

■ 年平均地上温度の変化(1986~2005年平均と2081~2100年の平均差)



■ 年平均降水量の増減率(1986~2005年平均と2081~2100年の平均の差)



		2046~2065年		2081~2100年	
	シナリオ	平均	可能性が高い 予測幅	平均	可能性が高い 予測幅
	RCP2.6	1.0	0.4~1.6	1.0	0.3~1.7
世界平均	RCP4.5	1.4	0.9~2.0	1.8	1.1~2.6
地上気温の変化(℃)	RCP6.0	1.3	0.8~1.8	2.2	1.4~3.1
	DCD8 5	2.0	1.4~2.6	27	2 60/4 8

- ○近い将来における年平均気温は、中緯度よりも 熱帯や亜熱帯地域で大きく上昇。
- ○北極域において陸上における平均的な温暖化は、 海上よりも大きく、世界平均より速く温暖化。
- ○ほとんどの陸域で、極端な高温がより頻繁になる 一方、極端な低温は減少。

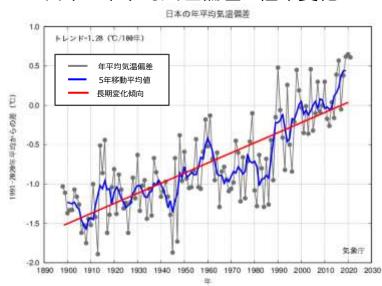
【降水量】

- ○中緯度と亜熱帯の乾燥地域の多くでは、今世紀 末までに平均降水量が減少する可能性が高く、他 方、多くの中緯度の湿潤地域では、平均降水量が 増加する可能性が高い。
- ○中緯度の陸域のほとんど・湿潤な熱帯地域にお いて、極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性 が非常に高い。
- 注:IPCC第5次評価報告書では、将来の温室効果ガス安定化レ ベルとそこに至るまでの経路のうち、代表的なものを選 んだ4つのシナリオが設定(RCPシナリオ)。
- ※1: RCP2.6とは、温室効果ガスの排出削減等の政策を最も厳 しく実施した場合のシナリオ
- ※2: RCP8.5とは、温室効果ガスの排出削減等の政策を行わな いことを想定したシナリオ

資料: IPCC第5次評価報告書を基に農林水産省で作成。

- 日本の年平均気温は、100年あたり1.28℃の割合で上昇。2020年の日本の年平均気温は、統計を開始した1898年以降最も高い値(2021年は過去3番目に高い値)。
- 農林水産業は気候変動の影響を受けやすく、高温による品質低下などが既に発生。
- 降雨量の増加等により、災害の激甚化の傾向。農林水産分野でも被害が発生。

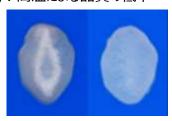
■ 日本の年平均気温偏差の経年変化



年平均気温は長期的に上昇しており、特に1990年以降、高温となる年が頻出 資料:気象庁

■ 農業分野への気候変動の影響

・水稲:高温による品質の低下

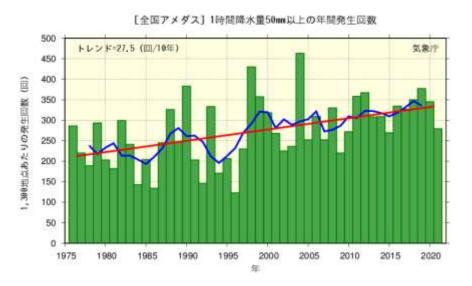


白未熟粒(左)と正常粒(右)の断面

・リンゴ:成熟期の着色不良・着色遅延



■ 1時間降水量50mm以上の年間発生回数



2012年~2021年の10年間の平均発生回数は約327回 1976年~1985年と比較し、1.4倍に増加

資料:気象庁

■ 農業分野の被害



浸水したキュウリ (令和元年8月の前 線に伴う大雨)



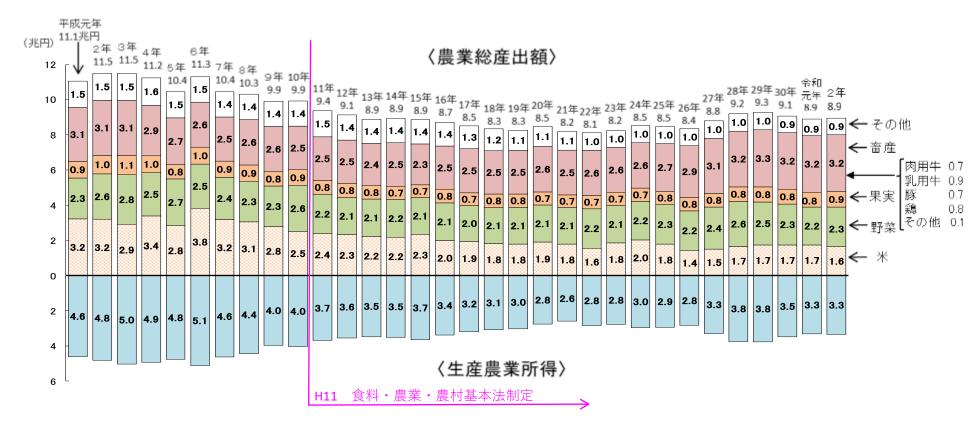
被災したガラスハウス (令和元年房総半島台風)

2. 食料・農業・農村を取り巻く状況の変化 (4) 農業・農村関係

農業総産出額及び生産農業所得の推移

- 農業総産出額は、1989年以降、減少傾向にあったが、近年、米、野菜、肉用牛等における需要に応じた生産の進展等を主たる要因として回復傾向で 推移。
- 生産農業所得は、近年、農業総産出額の増加等を主たる要因として回復傾向で推移。

〇我が国の農業総産出額及び生産農業所得の推移



資料:農林水産省「生産農業所得統計」

注1:その他は、麦類、雑穀、豆類、いも類、花き、工芸農作物、その他作物及び加工農産物の合計である。

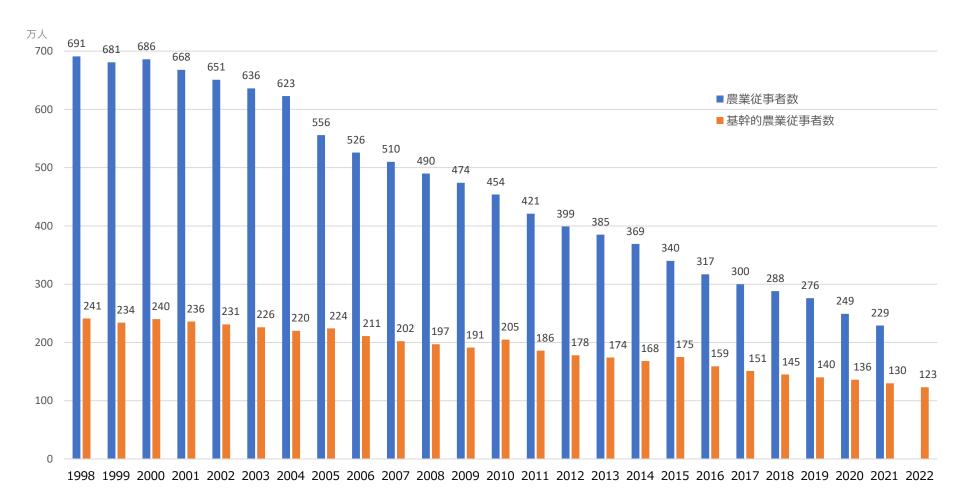
2:乳用牛には生乳、鶏には鶏卵及びブロイラーを含む。 3:四捨五入の関係で内訳と計が一致しない場合がある。

参考:農業総産出額 = Σ (品目別生産量 \times 品目別農家庭先販売価格)

生產農業所得=農業総産出額-物的経費(肥料、農薬、光熱動力費等)+経常補助金

農業従事者数と基幹的農業従事者数の推移

- 農村人口の高齢化により、農業従事者数は減少傾向。
- 基幹的農業従事者数についても、基本法制定時(1998年)の約240万人から半減の123万人となっている。

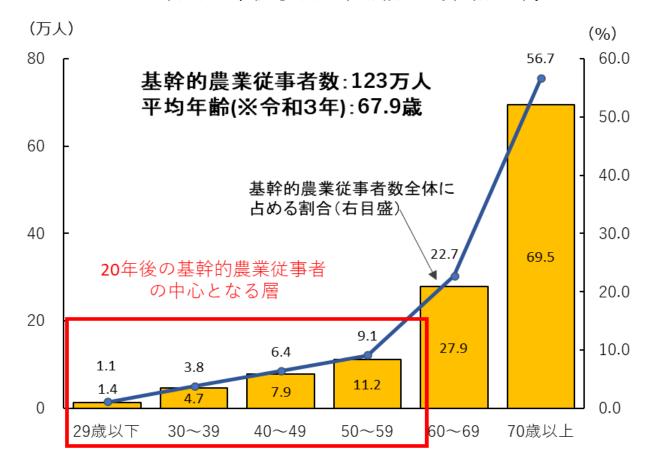


農業従事者:15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者 基幹的農業従事者:15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者 ※平成31年までは販売農家、令和2年からは個人経営体の数値。

資料:農林水産省「農林業センサス、農業構造動態調査」 ただし、2022年については第1報

- 令和4年における基幹的農業従事者数は123万人、平均年齢は67.9歳で、年齢構成は70歳以上の層がピークとなっている。
- 今後10~20年先を見据えると、基幹的農業従事者数は大幅に減少することが確実であり、生産基盤の脆弱化が危惧されるところ。

○ 基幹的農業従事者の年齢構成(令和4年)



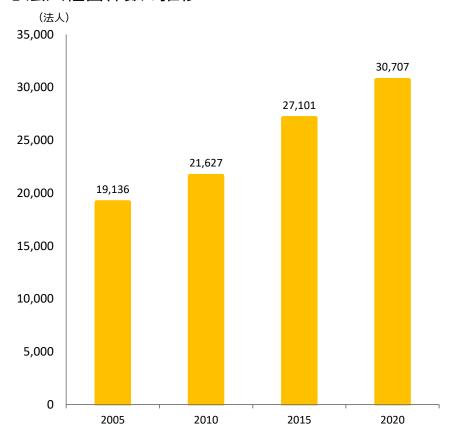
資料:農林水産省「農業構造動態調査」(令和3、4年)

基幹的農業従事者:15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

法人経営体の推移

- 法人経営体数は、ここ15年で大きく増加し、2020年で30,707法人。
- また、販売金額1億円以上の法人経営体数は、2005年と比べ、約1.7倍に増加。
- 法人その他団体経営体のシェアは、農産物販売金額、経営耕地面積及び経営体数の全てにおいて増加し、直近データ(2020年)では農産物販売金額に占める割合は約4割となっている。

○法人経営体数の推移



注:法人経営体とは、農業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう。

資料:農林水産省「農林業センサス」

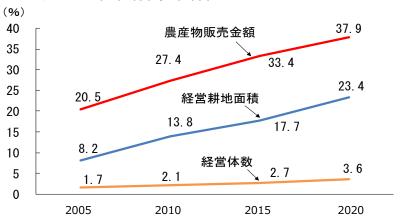
○販売金額別法人経営体数の推移

(単位:法人)

				2005年	2010年	2015年	2020年
計		19,136	21,627	27,101	30,707		
	1億円以上		円以上	3,335	3,770	4,519	5,635
	3億円以上		億円以上	1,047	1,269	1,661	2,099
			5億円以上	581	683	902	1,268

資料: 農林水産省「農林業センサス」

○法人その他団体経営体のシェア



資料:農林水産省「農林業センサス」

新規就農者の動向

- 世代間のバランスのとれた農業就業構造実現に向けて、青年層の就業者の増加が喫緊の課題。
- 近年、49歳以下の新規就農者は年間約2万人で推移しているものの、それ以上に基幹的農業従事者の減少が進んでいる(241万人(1998年)→123 万人(2022年)(年間約5万人の減少))。

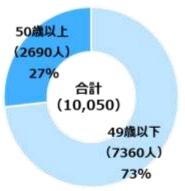


資料:農林水産省「農家就業動向調査」(1985、1990)、「農業構造動態調査」(1995、2000)、「農林業センサスと農業構造動態調査の組替集計」(2005) 「新規就農者調査」(2006~)

- 注1:「新規自営農業就農者」とは、個人経営体(2019年以前は家族経営体)農家世帯員で、調査期日前1年間の生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者。
- 注2:「新規参入者」とは、調査期日前1年間に土地や資金を独自に調達(相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。)し、新たに農業経営を開始した経営の責任者。
- 注3:「新規雇用就農者」とは、調査期日前1年間に新たに法人等に常雇い(年間7か月以上)として雇用されることにより、農業に従事することとなった者 (外国人技能実習生及び特定技能で受け入れた外国人並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。)。
- 注4:2005年以前の新規就農者数は、新規自営農業就農者のみ、2006年以降は新規雇用就農者と新規参入者を含んだ値。
- 注5:2010年の新規参入者数は、東日本大震災の影響で調査不能となった岩手県、宮城県、福島県の全域及び青森県の一部地域を除いて集計した数値。
- 注6:2011年以降の調査結果は、東日本大震災の影響で調査不能となった福島県の一部地域を除いて集計した数値。
- 注7:2014年以降の新規参入者数は、従来の「経営の責任者」に加え、新たに「共同経営者」を含んだ数値。
- 注8:2015年の新規参入者数は、熊本地震の影響で調査不能となった熊本県の4農業委員会を除いて集計した数値。

新規雇用就農者の属性

〇年齡別新規雇用就農者数



〇出身別新規雇用就農者数

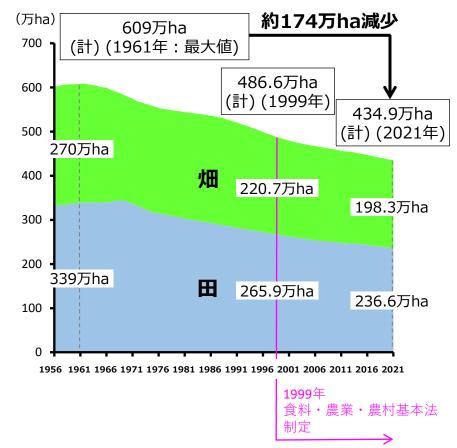


資料;與外不產值「新規机與有關重 (令和3年2月1日現在)

農地面積・かい廃面積の推移

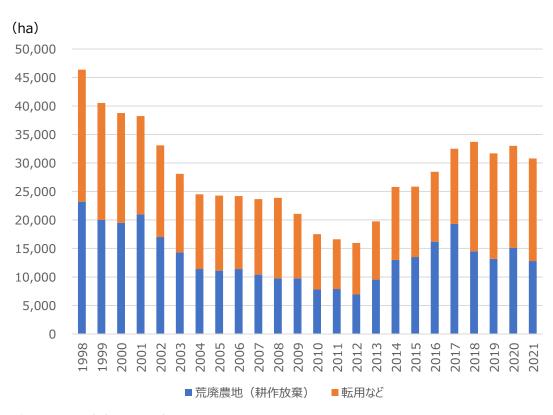
- 農地面積は、主に宅地等への転用や荒廃農地の発生等により、1961年に比べて、約174万ha減少。
- 農地面積の減少要因であるかい廃面積は、基本法制定以降減少傾向にあったものの、2014年以降約3万ha程度で推移。

○農地 (耕地) 面積の推移



資料:農林水産省「耕地及び作付面積統計」

○かい廃面積の推移



資料:農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注1:「かい廃」とは、田又は畑が他の地目に転換し、作物の栽培が困難になった状態の土地をいう。

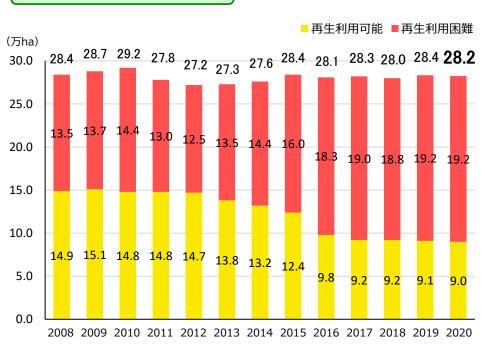
注2:「転用など」とは、非農業用途への転用や植林・農林道等への転用等をいう。

注3:かい廃面積のうち、自然災害によるものは合計から除いた。ただし、2017年から要因別の調査を廃止したため、2017年以降は、「転用など」に自然災害によるかい廃面積を含む。

荒廃農地面積の推移

- 荒廃農地の面積は2020年には28.2万haであり、そのうち再生利用可能なものが9万ha(32%)、再生利用困難なものが19.2万ha(68%)。
- 荒廃農地となる理由について、農地所有者側の理由としては「高齢化、病気」、「労働力不足」、「地域内に居住していない」など、地域に人がいないことが 要因となっている。

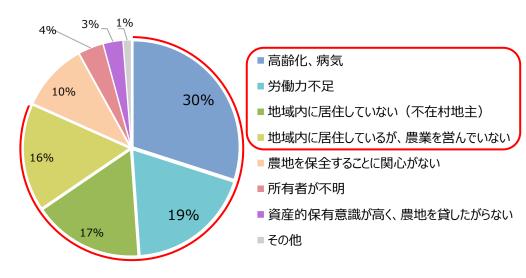
○荒廃農地面積の推移



- 注1:「荒廃農地」とは、「現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の 栽培が客観的に不可能となっている農地」。
- 注2:「A分類(再生利用が可能な荒廃農地)」とは、「抜根、整地、区画整理、客土等により再生する ことにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地」。
- 注3: 「B分類(再生利用が困難と見込まれる荒廃農地)」とは、「森林の様相を呈しているなど農地に 復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地と して復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地」。
- 注4: 四捨五入の関係で計が一致しない。

資料:農林水産省「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」

○荒廃農地となる理由(所有者)

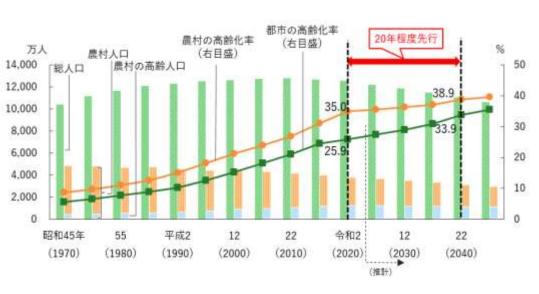


資料:農林水産省農村振興局調べ「荒廃農地対策に関する実態調査」 令和3年1月に全市町村を対象に調査(回収率96%)

高齢化・人口減少の状況

- 農山漁村における高齢化・人口減少は、都市に先駆けて進行。
- 農山漁村の人口減少は特に農村の平地や中山間部で顕著に見られ、地域コミュニティの衰退が危惧。

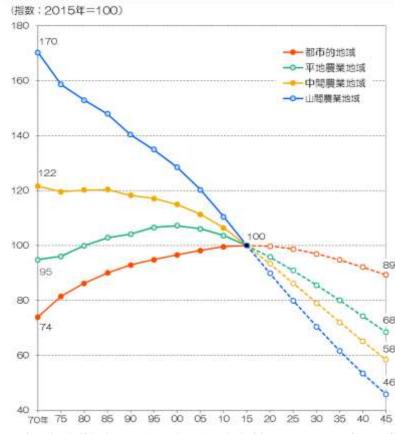
○農村・都市部の人口と高齢化率



資料:総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」を基に農林水産省作成。

注:ここでは、国勢調査における人口集中地区(DID)を都市、それ以外を農村とした。 なお、高齢化率とは、人口に占める65歳以上の高齢者の割合。

○農業地域類型別の人口推移と将来予測

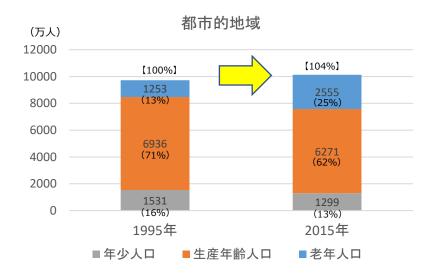


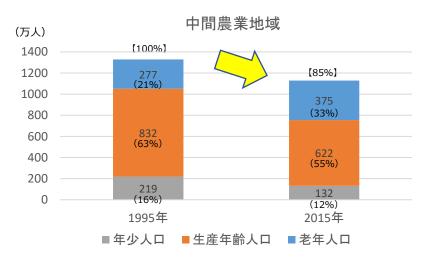
注1) 国勢調査の組替集計による。なお、令和2年以降(点線部分)はコーホート分析による推計値である。 2) 農業地域類型は平成12年時点の市町村を基準とし、平成19年4月改定のコードを用いて集計した。

出典:農林水産政策研究所「農村地域人口と農業集落の将来予測」(2019年8月)

農業地域における人口動態

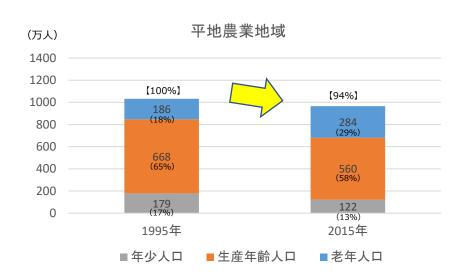
○ 過去20年、農業地域の人口(非農業者も含む)は減少しているが、平地(▲6%)、中間(▲15%)、山間(▲26%)の順で、より減少率が高く、高齢化も進行しており、人口減少に伴うサービスの低下、またそれに伴う「人離れ」という悪循環が起きている。

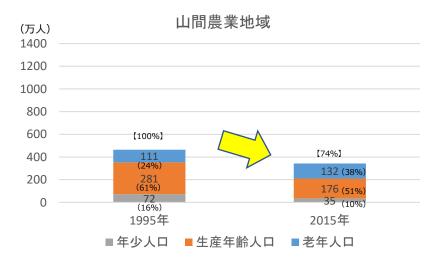




注1:【 】は1995年を基準値100%とした、2015年の相対値

注2:()は各年の合計人口数における割合





資料:農林水産政策研究所における国勢調査の組替集計のデータより、

農林水産省農村振興局農村計画課で作成。